

第 5 農林水産部門

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
農業生産基盤	強い農業づくり事業 (稲麦大豆産地整備事業費補助金、野菜集団産地整備事業費補助金、果樹産地整備事業費補助金、花き産地整備事業費補助金、茶生産団地整備事業費補助金、園芸優良種苗供給施設整備事業費補助金)	市町村	市町村等が強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱に基づいて行う事業並びに農業者の組織する団体等が同交付等要綱に基づいて行う事業を実施するに要する経費について市町村が補助するに要する経費	国間 事業費の1/2以内		一般補助施設整備等事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象経費＞ 1 産地競争力の強化 (1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きょ施工 (オ) 土壌土層改良 イ 耕種作物産地基幹施設整備 (ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 生産技術高度化施設 (コ) 種子種苗生産関連施設 (サ) 有機物処理・利用等施設 (シ) 油糧作物処理加工施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設 ウ 農業廃棄物処理施設整備 (2) 産地合理化の促進 ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備 イ 集出荷貯蔵施設等再編利用 ウ 農産物処理加工施設等再編利用 2 みどりの食料システム戦略の推進 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きょ施工 (オ) 土壌土層改良 イ 耕種作物産地基幹施設整備 (ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 生産技術高度化施設 (コ) 種子種苗生産関連施設 (サ) 有機物処理・利用施設 (シ) 油糧作物処理加工施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設 ウ 農業廃棄物処理施設整備 3 スマート農業の推進 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きょ施工 (オ) 土壌土層改良 イ 耕種作物産地基幹施設整備 (ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 生産技術高度化施設 (コ) 種子種苗生産関連施設 (サ) 有機物処理・利用施設 (シ) 油糧作物処理加工施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設 ウ 農業廃棄物処理施設整備 4 産地における戦略的な人材育成の推進 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きょ施工 (オ) 土壌土層改良 イ 耕種作物産地基幹施設整備 (ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 生産技術高度化施設	強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱 園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱	園芸農産課
＜次ページへ続く＞										

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
農業生産基盤	強い農業づくり事業 (稲麦大豆産地整備事業費補助金、野菜集団産地整備事業費補助金、果樹産地整備事業費補助金、花き産地整備事業費補助金、茶生産団地整備事業費補助金、園芸優良種苗供給施設整備事業費補助金)	市町村			＜前ページからの続き＞			(ロ) 種子種苗生産関連施設 (サ) 有機物処理・利用施設 (シ) 油糧作物処理加工施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設 ウ 農業廃棄物処理施設整備 ただし、以下の(1)から(3)までに掲げる場合は、当該(1)から(3)までに定める率とする。 (1) 次のア又はイに掲げる場合 事業費の10分の4以内 ア 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合 イ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合 (2) 次のアからオに掲げる場合 事業費の3分の1以内 ア 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附属施設の整備並びに基礎工事を行う場合 イ 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附属施設の整備並びに基礎工事を行う場合 ウ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち、温室本体を整備する場合 エ 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合 オ 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合 (3) 次に掲げる場合 事業費の10分の3以内 受益が1経営体(法人)に限定される場合(ただし、協業経営は除く。)		
産地パワーアップ事業 (産地生産基盤パワーアップ事業費補助金)	市町村	市町村等が産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱に基づいて行う事業を実施するに要する経費並びに農業者の組織する団体等が同実施要綱に基づいて行う事業を実施するに要する経費について市町村が補助するに要する経費	国間 事業費の1/2以内		一般補助施設整備等事業 ＜充当率＞ 75%			＜対象経費＞ 1 基金事業 ア 収益性向上対策 (ア) 整備事業(共同利用施設を除く) a 育苗施設 b 乾燥調製施設 c 穀類乾燥調製貯蔵施設 d 農産物処理加工施設 e 集出荷貯蔵施設 f 産地管理施設 g 用土等供給施設 h 被害防止施設 i 農業廃棄物処理施設 j 生産技術高度化施設 k 種子種苗生産関連施設 l 有機物処理・利用施設 (イ) 生産支援事業 a 農業機械等の導入及びリース導入 b 生産資材の導入等 c 施設運営に係る専門家の招聘に要する経費 (ウ) 効果増進事業 a 計画策定等に要する経費 b 技術実証に要する経費 イ 生産基盤強化対策 (ア) 農業用ハウスの再整備・改修 (イ) 果樹園・茶園の再整備・改修 (ウ) 農業機械の再整備・改良 (エ) 生産装置の継承・強化に向けた取組 (オ) 生産技術の継承、普及に向けた取組 2 整備事業 ア 収益性向上対策 1 基金事業のアの(ア)整備事業と同じ イ 生産基盤強化対策 (ア) 生産技術高度化施設 1 ア(ア)及び2に係る経費のうち、稲を対象にした共同育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合及びjの野菜を対象とする省エネルギー型モデル温室のうち、内部設備を整備する場合は4/10以内、b・eに係る経費のうち、中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附属施設及び基礎工事及びjに係る経費のうち野菜を対象とする省エネルギー型モデル温室にあって温室本体を整備する場合並びに(サ)に係る経費のうち野菜を対象とする種子種苗大量生産施設を整備する場合は1/3以内、1のイの(エ)及び(オ)は定額	産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱 園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱	国営農産課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
農業生産基盤	産地パワーアップ事業 (園芸産地事業継続強化対策事業費補助金)	市町村	市町村等が園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱に基づいて行う事業を実施するに要する経費並びに農業者の組織する団体等が同交付等要綱に基づいて行う事業を実施するに要する経費について市町村が補助するに要する経費	国間 1 定額 2 (1) 定額 (2) 事業費の1/2以内		一般補助施設整備等事業 <充当率> 75%		<対象経費> 1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備 2 園芸産地における事業継続計画の実践 (1) 自力施工等の技能習得・災害復旧の実証 (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策	園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱 園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱	園芸農産課
	産地パワーアップ事業 (稲麦大豆産地整備事業費補助金、野菜集団産地整備事業費補助金、果樹産地整備事業費補助金、花き産地整備事業費補助金、茶生産団地整備事業費補助金)	市町村	市町村等が産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱に基づいて行う事業を実施するに要する経費並びに事業実施主体が同交付等要綱に基づいて行う事業を実施するに要する経費について市町村が補助するに要する経費	国間 事業費の1/2以内		一般補助施設整備等事業 <充当率> 75%		<対象経費> (1) 整備事業(共同利用施設) ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 農業廃棄物処理施設 ただし、以下の(1)から(2)までに掲げる場合は、当該(1)から(2)までに定める率とする。 (1) 次のア又はイに掲げる場合 事業費の10分の4以内 ア 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合 イ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合 (2) 次のアからエに掲げる場合 事業費の3分の1以内 ア 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合 イ 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合 ウ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち、温室本体を整備する場合 エ 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合	産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱 園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱	園芸農産課
	新基本計画実装・農業構造転換支援事業 (稲麦大豆産地整備事業費補助金、野菜集団産地整備事業費補助金、果樹産地整備事業費補助金、花き産地整備事業費補助金、茶生産団地整備事業費補助金)	市町村	市町村等が新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱に基づいて行う事業を実施するに要する経費並びに事業実施主体が同交付等要綱に基づいて行う事業を実施するに要する経費について市町村が補助するに要する経費	国間 事業費の1/2以内 交付等要綱の別記4を県が行う場合、補助事業費の1/12以内	県複 交付等要綱の別記4を行う場合、補助事業費の1/20以内 なお、市町村が補助事業費の1/90の追加支援を行う場合に限り、補助事業費の13/180以内	一般補助施設整備等事業 <充当率> 100%		<対象経費> (1) 整備事業(共同利用施設) ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理加工施設 ス バイオディーゼル燃料製造供給施設 セ 農業廃棄物処理施設	新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱 園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱	園芸農産課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
農業生産基盤	あいち型 産地パワ ーアップ 事業	市町村	市町村等があいち型産地 パワーアップ事業実施要 領に基づいて行う事業を 実施するに要する経費並 びに取組主体が同実施要 領に基づいて行う事業を 実施するに要する経費に ついて市町村が補助する に要する経費		○県単 事業費の 1/3 以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象経費＞ 1 農業機械等及び生産資材の導入 2 施設の整備 3 既存施設の能力向上を伴う改修 4 その他知事が認めるもの	あいち型産 地パワーア ップ事業実 施要領 園芸農産振 興・農産物 流通対策事 業補助金等 交付要綱	園芸農 産課
	農産物等 輸出拡大 施設整備 事業	市町村	市町村等が農産物等輸出 拡大施設整備事業交付金 交付等要綱に基づいて行 う事業を実施するに要す る経費並びに農業者の組 織する団体等が同実施要 綱に基づいて行う事業を 実施するに要する経費に ついて市町村が補助する に要する経費	○国間 事業費の 1/2 以内		一般補助 施設整備 等事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象経費＞ 1 共同利用施設整備 ア 農産物処理加工施設 イ 集出荷貯蔵施設 ウ 産地管理施設	農産物等輸 出拡大施設 整備事業交 付金交付等 要綱 園芸農産振 興・農産物 流通対策事 業補助金等 交付要綱	園芸農 産課
	山間地営 農等振興 事業	市町村・ 農林漁業 者団体	山間地・離島において行 う右記の集団樹園地等造 成改良事業で、受益面積 が2ha 以上のもの		○県単 事業費の 1/2 以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜集団樹園地等造成改良事業受益面積の補足＞ 受益面積1ha 以上（実験展示又はモデルパイロット的な場合は、 0.5ha 以上）造成することにより集団化される園が2ha 以上になる 場合も対象となる。 ＜対象事業費＞ 工事費、工事雑費及び実施設計費等 （工事雑費（請負工事）は工事費の4.5%以内） ＜山間地・離島該当地区＞ 新城市、岡崎市旧額田町、豊田市旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、 旧下山村、旧旭町、旧稲武町、設楽町、東栄町、豊根村、篠島、 日間賀島、佐久島 ○ 山間地・離島において行う集団樹園地等造成改良事業 集団茶園造成改良、集団果樹園造成改良、地域特産集団農用地 造成改良で、補助対象は、開墾、抜根、除石、深耕、整地、土壌改良 資材、かんがい排水施設、客土、農道、索道、防風垣、土壌保全施 設、用水施設、苗木等 ○ 山間地・離島において行う農業経営近代化施設整備事業 ・ 普通作物経営近代化施設整備事業 育苗施設、乾燥施設、病害虫共同防除施設（取水、配管、薬 剤調合、送水施設等）、集荷施設、貯蔵施設、加工処理施設、 動力機械器具、格納施設等 ・ 園芸・特用作物経営近代化施設整備事業 育苗施設、乾燥施設、品質向上施設、温室施設（ハウスを含 む）、温室管理施設、定置配管施設、病害虫共同防除施設（取水、 配管、薬剤調合、送水施設等）、集荷施設、貯蔵施設、加工処 理施設、動力機械器具、格納施設等 ・ 畜産経営近代化施設整備事業 畜舎、畜舎管理施設、家畜ふん尿処理施設、集荷（乳）施設、 牛乳冷却装置、運動場、放牧用隔障物（木柵、電気放柵）、給 水施設、加工処理施設、堆肥供給施設、飼養機械器具等 ・ 鳥獣被害防止施設整備事業 捕獲檻、被害防止柵、被害防止網、鳥獣処理加工施設、鳥獣 処理加工機械等	愛知県山間 地営農等振 興事業実施 要領 愛知県山間 地営農等振 興事業事務 取扱 農業振興対 策事業補助 金交付要綱	農業振 興課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
農業生産基盤	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	市町村	地域の畜産の収益性の向上に資する施設及び当該施設と一体的に整備する設備を整備する事業	国間 事業費の1/2以内		一般補助施設整備等事業 ＜充当率＞75%		＜対象事業＞ 畜産クラスター計画に基づき、地域の畜産の収益性の向上に資する次の(1)から(5)までに掲げる施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備 (1) 家畜飼養管理施設 (2) 家畜排せつ物処理施設 (3) 自給飼料関連施設 (4) 畜産物加工、展示・販売施設 (5) (1)から(4)までの施設の補改修 ○ 畜産クラスター協議会 地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、農業協同組合、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）その他の関係者が参画し設立する協議会 ○ 畜産クラスター計画 畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画であって、都道府県知事により認定されたもの	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱	畜産課
	畜産物流通体制整備事業	市町村・農業協同組合・事業協同組合等	産地の基幹施設や食品流通拠点施設の整備を支援する事業	国間 事業費の1/2以内		一般補助施設整備等事業 ＜充当率＞75%		＜要綱で規定する主な事業実施主体＞ 都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、公社、事業協同組合連合会及び事業協同組合等（要綱第3、別表1の1） ＜事業内容＞ 畜産物処理加工施設、家畜市場等、交付等要綱に規定する主な畜産物の流通体制整備（要綱第3、別表1の1） ＜補助率＞ 実施事業により補助率が異なる場合があるため、補助率は要綱別表1の1を参照	強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱	畜産課
	農村総合整備事業	市町村・土地改良区等	農地につき行う土地改良総合整備事業		県単 事業費の45%以内	一般事業 ＜充当率＞75% ----- 地方道路等整備事業 ＜充当率＞90%		＜対象事業＞ 次のアに掲げる事業を基幹とし、イに掲げる事業にあわせて総合的に実施するもので、基幹事業の受益面積が1団地おおむね5ha以上、又、農道整備事業を基幹とするものにあつては、上記の面積要件の他、農道の新設・改良は延長200m（農道橋のみにあつては1か所）以上、農道の舗装は全幅員3.5m（畑地は3m）以上で、その事業費がおおむね30万円以上のもの。ただしウに掲げる事業にあつては、この限りでない（国の定める国庫補助対象事業としての採択要件を満たさないものに限る。）。 ア 基幹農業 農業用排水施設整備事業、農道整備事業、暗渠排水事業、区画整理事業、客土事業 イ あわせ行う事業 農業用排水施設整備事業、農道整備事業、暗渠排水事業、区画整理事業、客土事業、交換分合事業、農用地開発事業 ウ 特認事業（知事が特に必要と認めた事業） 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
農業生産基盤	農村総合整備事業	市町村・土地改良区等	農村集落生活環境整備事業		$\textcircled{\text{県単}}$ 事業費の50%以内 (エのうち修景施設にかか るものは 40%以 内、オの 場合は 20%以 内)	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 農業振興地域内の日常生活及び農業生産の各般にわたり、一体性を有する基礎集落圏を地区の範囲として農振区域率がおおむね50%以上であって、農業近代化と一体的に生活環境施設を整備することを相当とする次に掲げる事業であって、事業費がおおむね30万円以上のもの。 ア 農村集落生活道路整備 イ 農村集落生活排水施設整備 ウ 農村集落生活防災安全施設整備 エ 農村生活環境施設整備 オ 農業集落排水緊急整備 カ 特認事業（知事が特に必要と認めた事業） 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。 ただし、市街化区域と隣接した農村集落で一連の計画により取り扱うことがやむを得ないものと認められる事由があり、かつその効果の発現に必要な限りにおいて実施するものはこの限りでない。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
						地方道路等整備事業 ＜充当率＞ 90%				
						下水道事業 ＜充当率＞ 100%	元利償還金の49%を普通交付税の基準財政需要額に算入（事業費補正分：44%、単位費用算入分5%）			
			農村地域緊急水源施設整備事業		$\textcircled{\text{県単}}$ 事業費の40%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 地域防災機能の強化を目的とし、大規模地震発生時に農業水利施設を有効な緊急水源として活用するために、市町村が実施する次に掲げる事業。日常生活の各般にわたり一体性を有する基礎集落圏を地区の範囲とし、緊急水源として利用するための農業水利施設の変更であって、その事業費が30万円以上のもの。 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
						防災対策事業 ＜充当率＞ 100%	元利償還金の28.5%～57%を団体の財政力に応じて基準財政需要額に算入			
						緊急自然災害防止対策事業 ＜充当率＞ 100%	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入			
	山村振興農村総合整備事業	市町村・土地改良区等	山村において行う土地改良総合整備事業		$\textcircled{\text{県単}}$ 事業費の50%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 次のアに掲げる事業を基幹とし、イに掲げる事業をあわせて総合的に実施するもので、基幹事業の受益面積が1団地おおむね0.5ha以上のもの、又、農道整備事業を基幹とするものにあつては、上記の面積要件の他、農道の新設・改良は延長100m（農道幅のみにあつては1か所）以上、農道の舗装は全幅員3m以上で、その事業費がおおむね30万円以上のもの。ただし、ウに掲げる事業にあつては、この限りでない（国の定める国庫補助対象事業としての採択要件を満たさないものに限る。）。 ア 基幹事業 農業用排水施設整備事業、農道整備事業、暗渠排水事業、区画整理事業、客土事業 イ あわせ行う事業 農業用排水施設整備事業、農道整備事業、暗渠排水事業、区画整理事業、客土事業、交換分合事業、農用地開発事業 ウ 特認事業（知事が特に必要と認めた事業） 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
						地方道路等整備事業 ＜充当率＞ 90%				

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
農業生産基盤	山村振興農村総合整備事業	市町村・土地改良区等	山村において行う農村集落生活環境整備事業		○県単 事業費の60%以内 (エのうち修景施設にかかっているものの場合50%以内、オの場合は30%以内)	一般事業<充当率>75% 地方道路等整備事業<充当率>90% 下水道事業<充当率>100%		<対象事業> 農業振興地域内の日常生活及び農業生産の各般にわたり、一体性を有する基礎集落圏を地区の範囲として農振区域率がおおむね50%以上であって、農業近代化と一体的に生活環境施設を整備することを相当とする次に掲げる事業であって、事業費がおおむね30万円以上のもの。 ア 農村集落生活道路整備 イ 農村集落生活排水施設整備 ウ 農村集落生活防災安全施設整備 エ 農村生活環境施設整備 オ 農村集落排水緊急整備 カ 特認事業（知事が特に必要と認めた事業） 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、市街化区域と隣接した農村集落で一連の計画により取り扱うことがやむを得ないものと認められる事由があり、かつ、その効果の発現に必要な限りにおいて実施するもの。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
用排水施設	小規模かんがい排水事業	市町村・土地改良区等	1 かんがい排水施設（農地の区画整理事業、農業構造改善事業（基盤整備）又は、国営、県営、団体営の土地改良事業に関連し、公共性及び緊急性の強いもので知事が適当と認めるもの）の新設、管理、廃止又は変更の事業 2 実施中の国・県営土地改良事業に関連して併せ実施することがより効果の大きい事業であるが、単位面積当たり事業費や採択基準などの制限を受け国の補助の受けられなかった施設整備事業及び他公共事業に関連して併せ実施する施設整備事業のうち、公共性が大きいと知事が認める事業		○県単 事業費の65%以内 (ただし、1に定める事業のうち知事が特に公共性の大きいと認める事業にあっては、別に定める採択基準によることができる。2に定める事業にあっては関連公共事業の補助率の範囲内で別に定めることができる。)	一般事業<充当率>75%		<1の対象事業> 受益面積がおおむね150ha以上でその総事業費（雑費を除く。以下同じ）がおおむね1,500万円以上のもの。 <2の対象事業> 国の補助の受けられなかった事業費（雑費を除く。以下同じ）が1地区おおむね100万円以上のもの。 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。 ただし、現に実施中の国営・県営・団体営事業に関連し公共性及び緊急性の強いもので知事が適当と認めるもの新設、管理、廃止又は変更の事業のうち、市街化区域内の農地の現況用水量の確保又は現況排水処理の確保のため、市街化区域外の農地と一体の受益地として取り扱うことがやむを得ないものと認められる事由がある用排水路に関する事業であって、受益面積がおおむね150ha以上でその総事業費がおおむね1,500万円以上のものにあつては、この限りでない。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
	機械揚水事業	市町村・土地改良区等	機械揚水施設（固定施設に限る。ただし、排水機維持管理事業によるものを除く。）の新設、管理、廃止又は変更の事業		○県単 事業費の85%以内	一般事業<充当率>75%		<対象事業> 受益面積の1団地がおおむね5ha以上でその事業費がおおむね30万円以上のもの（国の定める国庫補助対象事業としての採択要件を満たさないものに限る。）。 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。 ただし、次に掲げるものにあつてはこの限りでない。 1 機械揚水施設（固定施設に限る。ただし、排水機維持管理事業によるものを除く。）管理又は変更の事業であつて、受益面積の1団地がおおむね5ha以上でその事業費がおおむね30万円以上400万円以下のもの 2 特認事業（知事が特に必要と認めた事業）	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
用排水施設	かんがい排水事業	市町村・土地改良区等	1 かんがい排水施設（機械揚水施設及び排水機維持管理によるものを除く。）の新設、管理、廃止又は変更の事業 2 木曽川用水受益地域内の農業用排水施設の新設、改良の事業（独立行政法人水資源機構の事業で整備されたものを除く。）		（県単） 事業費の60%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜1の対象事業＞ 事業費がおおむね30万円以上のもの。ただし、新設の事業にあっては受益面積が1団地おおむね5ha以上のもの（国の定める国庫補助対象事業としての採択要件を満たさないものに限る。）。 ＜2の対象事業＞ 受益面積の1団地がおおむね50ha未満で、その事業費が15万円以上のもの。 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。 ただし、次に掲げるものにあつてはこの限りでない。 1 かんがい排水施設（機械揚水施設及び排水機維持管理事業によるものを除く。）の管理又は変更の事業であつて受益面積がおおむね5ha以上20ha未満でその事業費がおおむね30万円以上400万円以下のもの。 2 木曽川用水受益地域内の既存農業用排水施設の軽微な改修等の事業に限るものであつて、受益面積の1団地がおおむね50ha未満で、その事業費が15万円以上50万円以下のもの。 3 特認事業（知事が特に必要と認めた事業）	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
	山村振興かんがい排水事業	市町村・土地改良区等	山村において行うかんがい排水施設の新設、管理、廃止又は変更の事業		（県単） 事業費の70%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 受益面積の1団地がおおむね0.5ha以上でその事業費が30万円以上のもの。（国の定める国庫補助対象事業としての採択要件を満たさないものに限る。） 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。 ＜山村地区＞ 北設楽郡全域、新城市、旧東加茂郡全域、旧西加茂郡小原村、旧藤岡町、旧額田郡額田町の地域（旧郡町の地域は、平成17年3月31日現在の郡町の地域をいう。）	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
	農業用施設安全対策事業	市町村・土地改良区等	農業用施設に対する事故防止施設の新設、管理又は変更の事業のうち公共性及び緊急性が強いもの		（県単） 事業費の55%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 農業用施設一系統につきおおむね30万円以上のもの。 ただし、国営造成施設管理体制整備促進事業としての採択要件を満たさないものに限る。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
	総合利水関連施設整備事業	市町村・土地改良区等	総合利水事業（完了した事業に限る。）で施行したかんがい施設の管理、廃止又は変更並びに施設整備事業		（県単） 事業費の55%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 一支線水路系統につき、その事業費がおおむね30万円以上のもの。 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。 ただし、総合利水事業（完了した事業に限る。）に関連するかんがい施設の管理の事業であつて一支線水路系統につき、その事業費がおおむね30万円以上50万円以下のものにあつてはこの限りでない（次号に定めるものを除く。）。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
			総合利水事業（完了した事業に限る。）で施行した機械揚水施設（固定施設に限る。）の改良、管理、廃止又は変更		（県単） 事業費の60%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 一支線水路系統につき、その事業費がおおむね30万円以上のもの。 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。 ただし、総合利水事業（完了した事業に限る。）で設置した機械揚水施設（固定施設に限る。）の管理の事業であつて、一支線水路系統につき、その事業費がおおむね30万円以上50万円以下のものにあつてはこの限りでない。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
用排水施設	水田営農活性化対策関連土地改良事業	市町村・土地改良区等	水田面積の22%以上（ただし、区画整理の場合は24%、客土等により地目変更する場合は80%以上）を稲から他の作目に転換する事業であって、1団地の水田面積がおおむね0.5ha以上10ha未満である地区について、当該転換事業及びこれに附帯して施行することを相当とする事業		（県単） 事業費の50%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 次に掲げる事業（転換事業に比し小規模かつ一体施行を必要とするものに限る。）であって事業費が30万円以上のもの。 ア 農業用排水、暗渠排水、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理、廃止又は変更 イ 区画整理 ウ その他水田営農活性化対策に必要な土地改良事業 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。 ただし、水田面積の22%以上を稲から他の作目に転換するために不可欠と考えられるものに限定し、水田面積がおおむね0.5ha以上10ha未満である地区について、当該事業及びこれに附帯して施行することを相当とする次に掲げる事業であって、事業費が30万円以上のものにあってはこの限りでない。 ア 農業用排水、暗渠排水等施設の新設、管理、廃止又は変更 イ その他アに関連する附帯事業	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
	山村振興水田営農活性化対策関連土地改良事業	市町村・土地改良区等	山村において、水田面積の22%以上（ただし、区画整理の場合は24%、客土等により地目変更する場合は80%以上）稲から他の作目に転換する事業であって、1団地の水田面積がおおむね0.3ha以上10ha未満である地区について、当該転換事業及びこれに附帯して施行することを相当する事業		（県単） 事業費の60%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 次に掲げる事業（転換事業に比し小規模かつ一体施行を必要とするものに限る。）であって、事業費が30万円以上のもの。 ア 農業用排水、暗渠排水、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理、廃止又は変更 イ 区画整理 ウ その他水田営農活性化対策に必要な土地改良事業 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。 ただし、水田面積の22%以上を稲から他の作目に転換するために不可欠と考えられるものに限定し、水田面積がおおむね0.3ha以上10ha未満である地区について、当該事業及びこれに附帯して施行することを相当とする次に掲げる事業であって、事業費が30万円以上のものにあってはこの限りでない。 ア 農業用排水、暗渠排水等施設の新設、管理、廃止又は変更 イ その他1に関連する附帯事業	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
	農地及び農業用施設小災害復旧事業	市町村・土地改良区	農地の復旧		（県単） 事業費の20%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 異常天然現象により生じた農地に係る災害により必要となった農地の原形復旧等の事業であって、その1か所の事業費が13万円以上40万円未満（国庫補助対象事業としての採択要件に満たさないものに限る。）のもの。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
			農用地施設の復旧		（県単） 事業費の25%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 異常天然現象により生じた農用地施設に係る災害により必要となった農用地施設の原形復旧等の事業であって、その1か所の事業費が13万円以上40万円未満のもの。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
	農地干害応急対策事業	市町村・土地改良区等	用水確保のための恒久施設工事		（県単） 事業費の45%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 異常な干天（日雨量が5mm未満の日が連続20日以上、又は30日間の総雨量が100mm以下。）地域又は用水源の流域が異常な干天地域であることにより、生じた農地にかかる干ばつに対し農業用水確保のため実施した水路の掘さく、井戸の掘さく、動力線の架設、送水管の設置、揚水機場の設置、及びその他用水確保のための工事であって、この工事に要した経費の合計が1団地5万円以上のもので、かつ、国の補助対象とならなかったもの。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
			用水確保のための機械購入		（県単） 事業費の45%以内 （共同施工者の実施したものは25%以内）	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 農地干ばつ対策のため実施した揚水機（揚水機専用動力機含む。）及び揚水機の附属部品の購入及び貸借並びにボーリング機械（ボーリング機械専用動力機含む。）及び電気探査機の貸借であって、この購入、借入に要した経費の合計が1団地5万円以上のもの。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
			揚水機の運転		（県単） 事業費の30%以内			＜対象事業＞ 補助対象事業を実施した地区の揚水機の運転に必要な燃料及び労務であって、この運転に要した燃料費及び労務費の合計が1団地1万円以上のもの。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
用排水施設	土地改良施設維持管理適正化事業	市町村・土地改良区等	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20付け52構改B第600号農林事務次官通達）の定めるところにより、土地改良施設（農業水利施設に限る）の整備補修		（県複） 愛知県土地改良事業団体連合会拠出金の50%以内			＜対象事業＞ 土地改良施設（農業水利施設に限る。）の整備補修（おおむね5年間単位に行われるもの及び緊急整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除く。）に必要な資金の造成のため愛知県土地改良事業団体連合会が全国土地改良事業団体連合会に提出する経費	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
			土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20付け52構改B第600号農林事務次官通達）の定めるところにより、土地改良施設の防災・減災機能の強化、省エネ化及び施設管理の省力化・高度化に資する整備補修		（県複） 愛知県土地改良事業団体連合会拠出金（財政融資資金借入利子に係る経費を除く）の50%以内。			＜対象事業＞ 土地改良施設の防災・減災機能の強化、省エネ化及び施設管理の省力化・高度化に資する整備補修に係る費用を償還するために愛知県土地改良事業団体連合会が全国土地改良事業団体連合会に提出する経費（財政融資資金借入利子に係る経費を除く。）。		
	節水対策関連水路整備事業	市町村・土地改良区等	農業用水の節水対策のために農業用水路を管水路化すると共に末端給水栓等新設・改良する事業		（県単） 事業費の65%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 水系の利水者間で節水時の節水率等のルールが定められた他の利水以上に節水を行う農業用水地域にあり、受益面積が1団地おおむね5ha以上のもの。 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。ただし、節水対策を図るための一連の計画により市街化区域外とあわせて実施するものにあつてはこの限りでない。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
	土地改良施設整備事業	市町村・土地改良区等	国・公団又は県営土地改良事業で造成された基幹用排水施設（管水路）のうち、造成後の自然的・社会的要因等施設管理者の責に帰することが出来ない不可避的な機能低下もしくは破損等を生じた施設の補強の事業		（県単） 事業費の70%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 事業費がおおむね30万円以上のもの。 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
	用水機維持管理事業	市町村・土地改良区等	1 農業用の用水機場（市町村、土地改良区、農業協同組合、水利組合及び大字の集落の公共的団体の管理する固定したものに限る。）で、ポンプ口径50mm以上の用水機により一定地域のかんがいを行う事業 2 農業用施設管理上必要な用水機に係る経費		（県単） 要した経費の30%以内			＜2の対象経費＞ 1 用水機（補助原動機含む。）の運転又は管理に要する光熱水費 2 電気事業法（昭和39年法律第170号）の定めるところによる電気主任技術者（市町村が管理する施設で、当該市町村の職員を電気主任技術者に選任する場合を除き、中部電気保安協会等への委託の場合を含む。）に要する経費 3 用水機場並びに関連施設管理に要する通信費 ただし、他の事業で補助対象となっているものを除く。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
用排水施設	県民のいのちを守る緊急減災事業	市町村・土地改良区等	農業用排水機場(受益面積の1団地がおおむね5ha以上)の施設の点検・整備、又は津波避難階段を設置する事業		県単 事業費の85%以内	一般事業 〈充当率〉75%		<対象事業> 事業費がおおむね30万円以上のもの。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
						防災対策事業 〈充当率〉75% ※津波避難階段の設置に限る	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入			
						緊急防災・減災事業 〈充当率〉100% ※津波避難階段の設置に限る	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入			
	小水力等発電設備整備促進事業	市町村・土地改良区等	災害による施設の破損等により、地域に甚大な被害を与える恐れのある農業用排水施設の点検・整備を行う事業		県単 事業費の60%以内	一般事業 〈充当率〉75%		<対象事業> 事業費がおおむね30万円以上のもの。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
			地震時の津波等から迅速に避難するための避難道路を整備する事業		県単 事業費の50%以内	防災対策事業 〈充当率〉75% 緊急防災・減災事業 〈充当率〉100%	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入 元利償還金の70%を基準財政需要額に算入			
						脱炭素化推進事業 〈充当率〉90% ※関係省庁に確認がとれた事業であること	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<対象事業> 事業費がおおむね30万円以上のもの。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
用排水施設	中山間地域基盤整備促進事業	市町村・土地改良区	中山間地域で実施する基盤整備事業の実施地区において、中心経営体等担い手への農地集積を促進する事業		○県単 農地集積率に応じ、対象事業年度事業費の下記率以内 ①3.5% ②4.0% ③4.5% ④5.0% ただし、年度事業費の地元負担金（市町村負担金を除く）または上記補助率により算出した金額のうち少ない金額について交付	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 下記の1、2の事業の実施に伴い、担い手への農地集積計画を策定し、以下の農地集積率を満たすもの。 1 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）第2の1②①アの（ア）で、同実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産事務次官依命通知）別紙4-1の第2の1農村集落基盤再編・整備事業のうち運用1の第3農地環境整備型のうち運用1の第3の①に該当する事業。 2 中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（令和2年3月31日付け元農振第2707号農林水産事務次官依命通知）第2の1で、同実施要綱（令和2年3月31日付け元農振第2792号農林水産省農村振興局長通知）に該当する事業。 ※ 1の事業は農地環境整備事業（一般型）、2の事業は農地環境整備事業（総合整備型）。 ＜農地集積率＞ ① 農地集積率 35%以上 40%未満 ② 農地集積率 40%以上 45%未満 ③ 農地集積率 45%以上 50%未満 ④ 農地集積率 50%以上	農山漁村地域整備交付金実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要領 中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱 中山間地域農業農村総合整備事業実施要領 愛知県土地改良事業交付要綱	農地整備課
緊急排水施設整備事業	市町村・土地改良区	既存の排水施設等が地盤沈下等による立地条件の変化により機能低下を生じている地域において、たん水被害等を防止するために行うもの			○県単 事業費の76.5%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 排水機場整備 排水機場、排水機の新設又は改修及び付帯する施設（堤防・遊水池・導水路・排水路等）の新設、改修 原則として、公共事業では早期に実施困難なもので、総合的排水の見地から緊急と認められるものであつて次の各要件を満たすもの。ただし、河川関連工事等においてとくにこの事業を実施する必要があると認めるときはこの限りでない。 ア 事業費がおおむね1,000万円以上であること。 イ 被害面積がおおむね20ha以上であること。 ＜防災対策事業債の活用要件＞ 地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独事業として行うこと。	愛知県緊急農地防災事業補助金交付要綱	農地整備課
					○県単 事業費の71.1%以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象事業＞ 排水路等整備 排水路等の新設又は改修 原則として、公共事業では早期に実施困難なもので、総合的排水の見地から緊急と認められるものであつて次の各要件を満たすもの。ただし、河川関連工事等においてとくにこの事業を実施する必要があると認めるときはこの限りでない。 ア 事業費がおおむね200万円以上であること。 イ 被害面積がおおむね20ha以上であること。 ＜防災対策事業債の活用要件＞ 地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独事業として行うこと。	愛知県緊急農地防災事業補助金交付要綱	農地整備課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
用排水施設	排水機維持管理事業	市町村・土地改良区等	農業用の排水機場（市町村、土地改良区、農業協同組合、水利組合及び大字の集落の公共的団体の管理する固定したものに限り。）で、ポンプ口径200mm以上で、かつ、原動機馬力7.355KW（10ps）以上の排水機により一定地域の排水を行う事業、又は農業用施設管理上必要な排水機に係る経費		（県単） 1～6に要した経費の3/4以内 （一・二級河川の流水を直接排水し、かつ、その排水の面積がおおむね3,000ha以上にわたる排水事業の場合は4/4以内、3,000ha未満の場合は9/10以内）			<対象経費> - 排水機（補助原動機を含む。）の運転に要する光熱水費 - 電気事業法（昭和39年法律第170号）の定めるところによる電気主任技術者（市町村が管理する施設で、当該市町村の職員を電気主任技術者に選任する場合を除き、中部電気保安協会等への委託の場合を含む。）に要する経費 - 排水機の運転並びに土砂塵埃除去等に要する経費 - 排水機場並びに機器類の定期整備修繕に要する経費 - 排水機場から上流1,000mまでの幹線排水路の除藻草に要する経費 - 排水機場並びに関連施設管理に要する通信費 ただし、他の事業で補助対象となっているものを除く。 <事業費の上限額> 事業に要した経費が別に県の定める基準単価により算定した額を超えた場合には、この額。 ただし、一・二級河川の流水を直接排水する事業に要する経費については、この限りでない。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
農道	農道整備事業	市町村・土地改良区等	農道の新設または改良の事業		（県単） 事業費の50%以内	地方道路等整備事業	<充当率> 90%	<対象事業> ア 受益面積の1団地がおおむね5ha以上、農道延長200m（橋のみにあつては1か所）以上でその事業費がおおむね30万円以上のもの（次号に定めるものを除く。国の定める国庫補助対象事業としての採択要件を満たさないものに限り。）。イ 特認事業（知事が特に必要と認めた事業） 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。 ただし、国庫補助事業として採択され現に継続中の県営団体営土地改良事業に関連して市街化区域内の既設道路とを連絡するため必要な農道の新設又は改良の事業であつて、農道延長200m以上500m未満でその事業費がおおむね30万円以上のものについてはこの限りでない。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
			農道の舗装事業		（県単） 事業費の60%以内 （ただし、市町村が行うものの場合は事業費の50%以内）	地方道路等整備事業	<充当率> 90%	<対象事業> 受益面積の1団地がおおむね0.5ha以上、全幅員3.5m（畑地において行うものにあつては3m）以上でその事業費がおおむね30万円以上のもの（国の定める国庫補助対象事業としての採択要件を満たさないものに限り。）。市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。 ただし、国庫補助事業として採択され現に継続中の県営団体営農道舗装事業に関連して市街化区域内の既設道路とを連絡するため必要な農道の舗装事業であつて、舗装延長500m未満でその事業費がおおむね30万円以上のものについてはこの限りでない。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
	山村振興農道整備事業	市町村・土地改良区等	山村において行う農道の 新設又は改良の事業		（県単） 事業費の2/3以内	地方道路等整備事業	<充当率> 90%	<対象事業> 受益面積の1団地がおおむね0.5ha以上、農道の延長100m（橋梁のみにあつては1か所）以上でその事業費が30万円以上のもの（次号に定めるものを除く。国の定める国庫補助対象事業としての採択要件を満たさないものに限り。）。市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
			山村において行う農道（山村における農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るための重要な路線）の舗装事業					<対象事業> 受益面積の1団地がおおむね0.5ha以上、全幅員3m以上で、その事業費が30万円以上のもの（国の定める国庫補助対象事業としての採択要件を満たさないものに限り。）。市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。		

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
農道	農道特殊改良事業	市町村・土地改良区等	県営及び団体営土地改良事業で建設された農道の特殊改良事業		○ 県単 事業費の50%以内	地方道路等整備事業 ＜充当率＞90%		＜対象事業＞ 事業費がおおむね、30万円以上3,000万円未満のもの。 路面、法面、排水施設、橋梁、擁壁及び交通安全施設等附帯施設の整備に要する経費。 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
	山村振興農道特殊改良事業	市町村・土地改良区等	山村において行う県営及び団体営土地改良事業で建設された農道の特殊改良事業		○ 県単 事業費の2/3以内	地方道路等整備事業 ＜充当率＞90%				
ため池	緊急老朽ため池整備事業	市町村・土地改良区	農業用ため池又は災害防止用のため池について、堤体及びその周辺の補強、余水吐工、取水工等付帯施設の改修、その他防災上必要な整備		○ 県単 事業費の67.5%以内	一般事業 ＜充当率＞75%		＜対象事業＞ 原則として、公共事業では早期に実施困難なもので、事業完了後の施設管理者が、市町村・土地改良区であって次の各要件を満たすもの。ただし、一般公共関連工事等においてとくにこの事業を実施する必要があると認めるときはこの限りでない。 ア 事業費がおおむね200万円以上であること。 イ かんがい面積がおおむね1ha以上で被害面積がおおむね5ha（ただし別に定める地域にあっては2ha）以上であること。 ＜防災対策事業債の活用要件＞ 地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独事業として行うこと。	愛知県緊急農地防災事業補助金交付要綱	農地整備課
調査・団体営（土地改良事業）	団体営調査設計事業	市町村・土地改良区	農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1の運用3、別紙2の運用1、別紙3-1の運用1、別紙4-1の運用1及び別紙4-1運用2の第1の2の（2）に基づく実施計画の策定に要する経費	○ 国間	○ 県複 調査設計費の50%以内			市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。	農山漁村地域整備交付金実施要領	農地計画課
			農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙4-1運用2の第1の2の（3）に基づく調査及び構想計画の策定に要する経費	○ 国間	調査設計費の100%以内					
						防災対策事業 ＜充当率＞100%	元利償還金の28.5%から57%を団体の財政力に応じて基準財政需要額に算入			

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
調査・団体営 (土地改良事業)	団体営調査設計事業	市町村・土地改良区	農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1の運用1に基づく既設の農道の点検診断に要する経費	国間	県後 調査設計費の14%以内			市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき設定された区域)内は、原則として採択しないものとする。	農山漁村地域整備交付金実施要領 農山漁村地域整備交付金実施要領 愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地計画課
			農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領の要領別表2の(1)に基づく実施計画策定に要する経費	国間	調査設計費の100%以内			市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき設定された区域)内は、原則として採択しないものとする。	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領 愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地計画課
			農村整備事業実施要領の別紙6の第1の1に基づく施設計画(農業集落排水施設にあっては維持管理適正化計画)の策定に要する経費	国間	調査設計費の100%以内			市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき設定された区域)内は、原則として採択しないものとする。	農村整備事業実施要領 農村整備事業実施要領 愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地計画課
			農業生産基盤情報通信環境整備事業実施要領(令和7年12月17日付け7農振第2127号農林水産省農村振興局長通知)の別表第1の1のアに基づく調査及び整備計画の策定に要する経費	国間	支援事業費の100%以内			市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき設定された区域)内は、原則として採択しないものとする。	農業生産基盤情報通信環境整備事業実施要領 農業生産基盤情報通信環境整備事業実施要領 愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地計画課
	県営土地改良事業計画調査	市町村・土地改良区等	1 農業競争力強化基盤整備事業実施要領第2の1の県営事業に係る計画調査 2 農山漁村地域整備交付金実施要領第2の1(2)①ア農業農村基盤整備事業のうち、(ア)農地整備事業、(サ)集落基盤整備事業及び(ス)農地環境整備事業の県営事業に係る計画調査 3 上記以外の総合的な整備を行う県営事業で知事が特に必要と認めた事業の計画調査		県準 事業費の50%以内			市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき設定された区域)内は、原則として採択しないものとする。	愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
調査・団体営（土地改良事業）	基盤整備促進事業	市町村・土地改良区	1 農業競争力強化農地整備事業実施要綱第2の5に該当する事業で、右記のアの①～⑥に要する工事費 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の1（2）①アの（ア）で、同実施要領別紙1の第2の2の農業基盤整備促進事業のうち、運用2の別表1の区分1に該当する事業で、右記のアの①～⑥に要する工事費 3 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第2の2及び農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農村振興局長通知）別紙2の第2の2に該当する事業で、右記のイの①、②に要する経費 4 農地耕作条件改善事業実施要綱の別表の次の区分に該当する事業に要する経費 （1）区分1に該当する事業で、右記のエの①、②に要する経費 （2）区分2に該当する事業で、右記のアの①～⑥に要する工事費 5 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱の別表の次の区分に該当する工事費 （1）区分1に該当する事業で、右記のアの①、及び①のうち排水施設の整備と一体的に行う③（変更に限る）に要する工事費 （2）区分2（1）アに該当する事業で、同実施要領別表2の対策種類（1）ア（ウ）に該当する事業で右記のウに要する工事費 （3）区分2（1）エに該当する事業で、同実施要領別表2の対策種類（1）エ（ア）に該当する事業で右記のアの①に要する工事費 6 農業生産基盤情報通信環境整備事業実施要領（令和7年12月17日付け7農振第2127号農林水産省農村振興局長通知）の別表第1の2に該当する事業で右記アの⑦に要する経費 7 水利施設等保全高度化事業実施要綱第2の1に該当する右記イの事業、及び同実施要領別紙3の第2の3に該当する右記アの事業に要する経費 8 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要綱に掲げる要件に該当する右記アの事業に要する経費	（国間） 工事費の50%以内 （中山間地区の場合は55%以内） 1～6のうち右記のエの事業：工事費の100%以内 10の事業：支援事業費の100%以内	（県税） 1～7及び9の事業（1～6のうち右記のエの事業を除く）：工事費の17.5%以内 （中山間地区の場合は20%以内） 8の事業：工事費の27%以内	公共事業等 ＜充当率＞90% （財対債40%を含む）	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	＜1～6の対象事業＞ 下記のアの①～⑦に要する工事費 ア 基盤整備事業 左記1及び2においては、下記①から⑤までの事業いずれか、または2種類以上を併せて行うものであって、受益面積の合計がおおむね5ha以上のもの、およびこれと併せて行う下記⑥の事業を行うもの。 左記4においては、下記①から⑥までの事業であって、農業者2者以上のもの。 左記5（1）においては、下記①、③の事業であって、農業者2者以上のもの。 ① 農業用排水施設 ② 農道 ③ 暗渠排水 ④ 客土 ⑤ 区画整理 ⑥ 農用地保全 ⑦ 情報通信環境整備 イ 農用地等集団化事業等 下記①及び②の事業のいずれかに該当するものであって、各事業の受益面積がおおむね5ha以上のもの。 ① 農用地等集団化事業 ② 地形図作成事業 ウ ため池の廃止事業 エ 田んぼダム事業 下記①及び②の更新整備を行う事業のいずれかに該当するものであって、農業者2者以上のもの。 ① 畦畔 ② 排水口 ＜7の対象事業＞ ア 施設計画策定事業 イ 簡易整備型 ＜8の対象事業＞ ア 土地改良施設突発事故復旧事業 ＜9の対象事業＞ ア 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業 ＜10の対象事業＞ ア 省エネルギー化推進対策事業 ○ 中山間地域 中山間地域で事業を実施する地区 ○ 中山間地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域（以下「離島」という。）豪雪地帯特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯（以下「特別豪雪地帯」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下「振興山村」という。）、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域（以下「半島振興対策実施地域」という。）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域（以下「特定農山村地域」という。）、及び急傾斜地帯（受益内の平均斜度が15度以上の地域（水田地帯をのぞく。）をいう。 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする（7の事業は除く。）。 ただし、市街化区域内の農用地を含めて採択せざるを得ない場合にあつては、必要最小限の整備水準で採択するものとする。 5（1）については、生産緑地法に基づく生産緑地、地方公共団体との契約・条例等により適正な保全が図られている農用地（市街化調整区域内）を含むことができる。ただし、次のいずれかに該当する農地を受益地を含むこと。 A 生産物を地元直売所等で販売 B 市民農園など農業に親しむ場を提供 C 防災協力農地など防災の観点から必要	農業競争力強化農地整備事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要領 農業競争力強化農地整備事業実施要領 農地耕作条件改善事業実施要綱 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱 農業生産基盤情報通信環境整備事業実施要領 水利施設等保全高度化事業実施要綱 愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課
＜次ページへ続く＞										

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
調査・団体営（土地改良事業）	基盤整備促進事業	市町村・土地改良区	9 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業実施要綱（令和2年4月1日付け元農振第3407号農林水産事務次官依命通知）に掲げる要件に該当する右記アの事業に要する経費 10 水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知）第2の6（1）ア又はイに該当する右記アの事業に要する経費（他の事業で補助を受ける額を除く。）			＜前ページからの続き＞				
	農業集落排水事業	市町村	農山漁村地域整備交付金実施要綱及び農村整備事業実施要綱に掲げる要件に該当する事業に要する工事費	（国間） 工事費の50%以内 （国直） 地域再生計画に基づき整備を行うものは工事費の50%以内	（県復） 工事費の14%以内 （過疎地域及び振興山村の場合は21%以内）	下水道事業 ＜充当率＞ 100%	元利償還金の49%を普通交付税の基準財政需要額に算入（事業費補正分：44%、単位費用算入分5%）	＜対象事業＞ 1 農業集落排水施設の新設に係る事業で次に掲げるもの。 農業用排水の汚濁防止や生活環境の整備を図るために行う汚水・汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設及びこれに付帯する施設の整備であって、受益戸数がおおむね20戸以上の施設を原則とし、排水路末端受益戸数は2戸以上、汚水処理施設は原則として処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下を単位として計画、施行されるもの。 以上の原則によりがたい場合には、関係市町村及び県の農林担当部局と下水道担当部局との間で所要の協議調整を行うものとする。 2 農業集落排水施設の改築に係る事業で次に掲げるもの。 当該改築に要する費用の額が200万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とするもの。 ア 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること。 イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。 3 汚泥の循環利用を目的とした施設においては、農業集落排水施設から発生する汚泥を優良な有機質肥料等として農地等へ還元利用することを促進する観点から、周辺地域から発生する有機物資源（食物残さを含む。）を活用することができるものとする。 なお、有機物資源として家庭から発生する食物残さを活用する場合にあっては、市町村の廃棄物担当部局と所用の連絡調整を行うものとする。 4 汚水又は雨水の循環利用を目的とした施設は、水需給の逼迫した地域にあっては、水資源の有効利用の観点から農業集落排水施設から発生する処理水を雑用水に利用するための配水施設を含むものとする。 5 農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第41号農林水産事務次官及び自治準企第90号自治事務次官通知）に掲げる処理施設に係るもの。 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。 ただし、農業振興地域と一体的に整備することを相当とする区域内の事業についてはこの限りでない。	農山漁村地域整備交付金実施要綱 愛知県土地改良事業等補助金交付要綱 農村整備事業実施要綱	農地整備課
	農村振興総合整備事業	市町村・土地改良区	農山漁村地域整備交付金実施要綱、農地耕作条件改善事業実施要綱及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱に掲げる要件に該当するもので、1から数集落の区域を対象地域として市町村及び土地改良区、農業協同組合等が行う事業に要する経費、及び土地改良区、農業協同組合等が行う事業に要する経費につき市町村が補助する経費	（国間） 事業費の50%以内	（県視） ① 工事費の20%以内 ② 工事費の14%以内	公共事業等 ＜充当率＞ 90% （財対債40%を含む）	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	＜対象経費＞ 次の事業に要する工事費 ① 農業生産基盤整備事業 ② 農村生活環境基盤整備事業 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設定された区域）内は、原則として採択しないものとする。 ただし、農業振興地域と一体的に整備することを相当とする区域内の事業についてはこの限りでない。	農山漁村地域整備交付金実施要綱 農地耕作条件改善事業実施要綱 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱 愛知県土地改良事業等補助金交付要綱	農地整備課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要										
林業生産基盤	次世代林業基盤づくり事業	市町村・森林組合等	森林整備の効率的かつ円滑な実施及び林業の担い手育成や林業生産コストの低減を図るために必要な林業機械の導入	国間 補助率は事業の区分により異なる。 (説明欄参照)		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉75%		<工種> 1 先進的な林業機械等 2 広域利用林業機械 3 単独・広域併用機械 <補助率> <table><tr><th>種別</th><th>補助率</th></tr><tr><td>原則（以下に掲げるものを除く）</td><td>1/3 以内</td></tr><tr><td>林業用四輪駆動ダンプトラック</td><td>1/4 以内</td></tr><tr><td>ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラブ ル、タワーヤーダ、架線式グラブと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoT ハーベスタ、遠隔操作伐倒機械、遠隔操作下刈り作業車及び林業用資材運搬ドローン</td><td>4/10 以内</td></tr><tr><td>次の（ア）から（ウ）までをすべて満たす場合 （ア）林野庁長官が別に定める要領に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること。 （イ）年間 5,000 m³以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して5年目までに9,000 m³以上の素材生産量を達成できること。 （ウ）機械の導入の翌年度から起算して5年目までに都道府県が作成する計画等に記載されている素材生産性の目標値の1.5 倍の生産性を達成できること。</td><td>1/2 以内</td></tr></table>	種別	補助率	原則（以下に掲げるものを除く）	1/3 以内	林業用四輪駆動ダンプトラック	1/4 以内	ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラブ ル、タワーヤーダ、架線式グラブと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoT ハーベスタ、遠隔操作伐倒機械、遠隔操作下刈り作業車及び林業用資材運搬ドローン	4/10 以内	次の（ア）から（ウ）までをすべて満たす場合 （ア）林野庁長官が別に定める要領に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること。 （イ）年間 5,000 m ³ 以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して5年目までに9,000 m ³ 以上の素材生産量を達成できること。 （ウ）機械の導入の翌年度から起算して5年目までに都道府県が作成する計画等に記載されている素材生産性の目標値の1.5 倍の生産性を達成できること。	1/2 以内	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領	林務課
			種別	補助率																
			原則（以下に掲げるものを除く）	1/3 以内																
			林業用四輪駆動ダンプトラック	1/4 以内																
ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラブ ル、タワーヤーダ、架線式グラブと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoT ハーベスタ、遠隔操作伐倒機械、遠隔操作下刈り作業車及び林業用資材運搬ドローン	4/10 以内																			
次の（ア）から（ウ）までをすべて満たす場合 （ア）林野庁長官が別に定める要領に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること。 （イ）年間 5,000 m ³ 以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して5年目までに9,000 m ³ 以上の素材生産量を達成できること。 （ウ）機械の導入の翌年度から起算して5年目までに都道府県が作成する計画等に記載されている素材生産性の目標値の1.5 倍の生産性を達成できること。	1/2 以内																			
林業情報の一元的処理による林業生産活動の効率化を図るための施設の整備	国間 事業費の1/2 以内		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉75%		<工種> 1 情報処理機械施設															
特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備	国間 事業費の1/2 以内		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉75%		<工種> 1 特用樹林造成、山菜・薬草等造成、作業道等整備、ほだ場等造成 2 特用林産物生産施設装置、特用林産物生産用機械 3 特用林産物加工・貯蔵施設装置、特用林産物集出荷・販売施設装置、特用林産物加工流通用機械 4 廃菌床等活用施設装置、廃菌床等活用機械 5 特用林産物防護施設装置															
需要動向に的確に対応した地域材の安定的・効率的な供給体制を構築するための木材加工流通施設の整備	国間 事業費の1/2 以内 (ただし、木材集出荷用機械のうち原木輸送用トラックは1/3 以内)		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉75%		<工種> 1 木材製材施設装置、集成材加工施設装置、合・単板加工施設装置、プレカット加工施設装置、チップ加工施設装置、大径材製材施設装置、木材加工施設装置、木材材質高度化施設装置、丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、木材処理加工用機械、品質向上・物流拠点施設装置、新しい木材活用のための加工供給施設装置、直交集成板加工施設装置 2 木材集出荷販売施設装置、木材集出荷用機械															

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
林業生産基盤	次世代林業基盤づくり事業	市町村・森林組合等	森林及び木材の加工過程で発生するバイオマスを活用するために必要な施設の整備	国間 事業費の1/2 以内		一般補助施設整備等事業 ＜充当率＞75%		＜工種＞ 1 森林バイオマス加工施設装置、森林資源再処理施設装置、森林バイオマス再利用促進用機械 2 木質エネルギー等利用促進施設装置、木質エネルギー等利用促進用機械	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領	林務課
			地方公共団体の方針に基づく公共建築物の整備	国間 補助率は事業の区分により異なる。 （説明欄参照）		一般補助施設整備等事業 ＜充当率＞75%		＜工種＞ 1 木造公共施設、木製外構施設、附帯施設 2 木質内装 ＜国庫補助率＞ 工種1の場合は建築費の15%以内。工種2の場合は建築費の3.75%以内。次に掲げる項目に該当する施設費については、特にモデル性が高いもの等として交付率を1/2 以内。 ① C L T等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物 ② 耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物 ③ 角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 ④ 激甚災害により被災した公共建築物を木造で再建する場合、又は同災害からの復興に係る公共建築物を木造で整備する場合（ただし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき指定された激甚災害であり、同法の規定に基づく特定地方公共団体において当該激甚災害が発生した年度及びこれに続く2ヵ年度以内に整備する公共建築物に限る。） 工種2の場合は木質内装部分に係る事業費に1/2を乗じて得た金額を超えないこと。		
			未利用間伐材・林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機械等の整備を行う事業	国間 事業費の1/2 以内		一般補助施設整備等事業 ＜充当率＞75%		＜工種＞ 1 未利用間伐材等活用機械		

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要								
林業生産基盤	次世代林業基盤づくり事業	市町村・森林組合等	未利用木質資源をバイオマスエネルギー又は製品の原料として活用するために必要な施設の整備を行う事業	（国間） 事業費の1/3 以内 （ただし、「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合は1/2 以内）		一般補助施設整備等事業 ＜充当率＞75%		＜工種＞ 1 木質バイオマス供給施設装置、木質バイオマスエネルギー供給用機械	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱	林務課								
			未利用木質資源を燃料として利用するために必要な施設の整備を行う事業	（国間） 事業費の1/3 以内 （ただし、「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合は1/2 以内）		一般補助施設整備等事業 ＜充当率＞75%		＜工種＞ 1 木質バイオマスエネルギー利用施設装置	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領									
			コンテナ苗生産基盤施設及び普通苗の干害に備えたかん水施設等の整備による苗木全体の安定的な生産・供給体制の整備	（国間） 補助率は事業の区分により異なる。 （説明欄参照）		一般補助施設整備等事業 ＜充当率＞75%		＜工種＞ 1 コンテナ苗生産施設装置等、コンテナ苗生産機械器具、コンテナ苗生産資材 2 幼苗生産施設装置等、幼苗生産機械器具、幼苗生産資材 3 普通苗かん水施設等 ＜補助率＞ <table><tr><td>事業計画期間内におけるコンテナ苗増産本数</td><td>補助率</td></tr><tr><td>1 万本未満</td><td>4/10 以内</td></tr><tr><td>1 万本以上 5 万本未満</td><td>1/2 以内</td></tr><tr><td>5 万本以上</td><td>6/10 以内</td></tr></table>	事業計画期間内におけるコンテナ苗増産本数		補助率	1 万本未満	4/10 以内	1 万本以上 5 万本未満	1/2 以内	5 万本以上	6/10 以内	
			事業計画期間内におけるコンテナ苗増産本数	補助率														
1 万本未満	4/10 以内																	
1 万本以上 5 万本未満	1/2 以内																	
5 万本以上	6/10 以内																	
効率的かつ安定的な林業経営等を継続的に行うために必要な林業機械のリース導入	（国間） 補助率は事業の区分により異なる。 （説明欄参照）				＜工種＞ 1 林業機械導入 ＜補助率＞ <table><tr><td>種別</td><td>補助率</td></tr><tr><td>原則（以下に掲げるものを除く）</td><td>1/3 以内</td></tr><tr><td>林業用四輪駆動ダンプトラック</td><td>1/4 以内</td></tr><tr><td>ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラブプル、タワーヤーダ、架線式グラブプルと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoT ハーベスタ、遠隔操作伐倒機械、遠隔操作下刈り作業車及び林業用資材運搬ドローン</td><td>4/10 以内</td></tr><tr><td>次の（ア）から（ウ）までをすべて満たす場合 （ア）林野庁長官が別に定める要領に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること。 （イ）年間 5,000 m³以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して 5 年目までに 9,000 m³以上の素材生産量を達成できること。 （ウ）機械の導入の翌年度から起算して 5 年目までに都道府県が作成する計画等に記載されている素材生産性の目標値の 1.5 倍の生産性を達成できること。</td><td>1/2 以内</td></tr></table>	種別	補助率	原則（以下に掲げるものを除く）	1/3 以内	林業用四輪駆動ダンプトラック	1/4 以内	ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラブプル、タワーヤーダ、架線式グラブプルと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoT ハーベスタ、遠隔操作伐倒機械、遠隔操作下刈り作業車及び林業用資材運搬ドローン	4/10 以内	次の（ア）から（ウ）までをすべて満たす場合 （ア）林野庁長官が別に定める要領に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること。 （イ）年間 5,000 m ³ 以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して 5 年目までに 9,000 m ³ 以上の素材生産量を達成できること。 （ウ）機械の導入の翌年度から起算して 5 年目までに都道府県が作成する計画等に記載されている素材生産性の目標値の 1.5 倍の生産性を達成できること。	1/2 以内			
種別	補助率																	
原則（以下に掲げるものを除く）	1/3 以内																	
林業用四輪駆動ダンプトラック	1/4 以内																	
ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラブプル、タワーヤーダ、架線式グラブプルと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoT ハーベスタ、遠隔操作伐倒機械、遠隔操作下刈り作業車及び林業用資材運搬ドローン	4/10 以内																	
次の（ア）から（ウ）までをすべて満たす場合 （ア）林野庁長官が別に定める要領に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること。 （イ）年間 5,000 m ³ 以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して 5 年目までに 9,000 m ³ 以上の素材生産量を達成できること。 （ウ）機械の導入の翌年度から起算して 5 年目までに都道府県が作成する計画等に記載されている素材生産性の目標値の 1.5 倍の生産性を達成できること。	1/2 以内																	

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																																									
林道	林道開設事業	市町村・森林組合等	林業生産性の向上、森林の適正な管理、山村地域の振興を図るために林道の開設を行う事業	国間 事業費の4.5/10 (振興山村及び過疎地域に の場合は5/10)	県複 事業費の3/10	公共事業等 ＜充当率＞ 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	＜採択基準＞ <table><tr><th colspan="5">採択基準</th></tr><tr><th>種別</th><th>利用区域面積 (ha)</th><th>林業効果指数</th><th>算式</th><th>その他</th></tr><tr><td>森林整備道</td><td>50 振興山村及び過疎地域 30</td><td rowspan="2">0.9</td><td>$\frac{V}{100F_1+30F_2} + \frac{F_3+F_4}{F_1+F_2}$ ただし、V及びF₁からF₄は次の面積とする(単位:㎡) V: 利用区域内の民有林 F₁: 利用区域の民有林の針葉樹 F₂: 利用区域の民有林の広葉樹 F₃: 利用区域の人工林緑地に係る森林以外の森林(人工林予定森林に限る) F₄: 利用区域の15年以下の民有林人工林</td><td>1ha以上 振興山村及び過疎地域 0.8km以上 ・地域森林計画に記載 ・林道規程に規定する自動車道 ・利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上に相当する森林整備が見込まれる</td></tr><tr><td>林業振興道</td><td>10</td><td>0.2km以上 ・地域森林計画に記載 ・林道規程に規定する自動車道 ・原則として当該路線の完成の同一年度に当該路線を計画に含む森林経営計画等の計画区域内において森林環境保全直接支援事業による間伐等を実施することが確実と見込まれる</td></tr></table>	採択基準					種別	利用区域面積 (ha)	林業効果指数	算式	その他	森林整備道	50 振興山村及び過疎地域 30	0.9	$\frac{V}{100F_1+30F_2} + \frac{F_3+F_4}{F_1+F_2}$ ただし、V及びF ₁ からF ₄ は次の面積とする(単位:㎡) V: 利用区域内の民有林 F ₁ : 利用区域の民有林の針葉樹 F ₂ : 利用区域の民有林の広葉樹 F ₃ : 利用区域の人工林緑地に係る森林以外の森林(人工林予定森林に限る) F ₄ : 利用区域の15年以下の民有林人工林	1ha以上 振興山村及び過疎地域 0.8km以上 ・地域森林計画に記載 ・林道規程に規定する自動車道 ・利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上に相当する森林整備が見込まれる	林業振興道	10	0.2km以上 ・地域森林計画に記載 ・林道規程に規定する自動車道 ・原則として当該路線の完成の同一年度に当該路線を計画に含む森林経営計画等の計画区域内において森林環境保全直接支援事業による間伐等を実施することが確実と見込まれる	森林環境保全整備事業実施要綱 森林環境保全整備事業実施要領 農山漁村地域整備交付金実施要領 愛知県林業振興対策事業補助金等交付要綱																																								
採択基準																																																																			
種別	利用区域面積 (ha)	林業効果指数	算式	その他																																																															
森林整備道	50 振興山村及び過疎地域 30	0.9	$\frac{V}{100F_1+30F_2} + \frac{F_3+F_4}{F_1+F_2}$ ただし、V及びF ₁ からF ₄ は次の面積とする(単位:㎡) V: 利用区域内の民有林 F ₁ : 利用区域の民有林の針葉樹 F ₂ : 利用区域の民有林の広葉樹 F ₃ : 利用区域の人工林緑地に係る森林以外の森林(人工林予定森林に限る) F ₄ : 利用区域の15年以下の民有林人工林	1ha以上 振興山村及び過疎地域 0.8km以上 ・地域森林計画に記載 ・林道規程に規定する自動車道 ・利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上に相当する森林整備が見込まれる																																																															
林業振興道	10		0.2km以上 ・地域森林計画に記載 ・林道規程に規定する自動車道 ・原則として当該路線の完成の同一年度に当該路線を計画に含む森林経営計画等の計画区域内において森林環境保全直接支援事業による間伐等を実施することが確実と見込まれる																																																																
林道改良事業	市町村・森林組合等	通行車両の安全走行の確保、林道の機能向上、災害の防止等を図るため、既設林道の改良を行う事業	国間 ＜幹線＞ 事業費の5/10 ＜その他＞ 事業費の3/10	県複 ＜幹線＞ 事業費の2/10 ＜その他＞ 事業費の3/10	公共事業等 ＜充当率＞ 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	＜採択基準＞ <table><tr><th colspan="5">採択基準</th></tr><tr><th>種別</th><th>利用区域面積 (ha)</th><th>林業効果指数</th><th>算式</th><th>その他</th></tr><tr><td>幹線</td><td>500 振興山村及び過疎地域 200</td><td>1.2</td><td>$\frac{V}{50F_1+30F_2} + \frac{F_3+F_4}{F_1+F_2}$ V及びF₁からF₄については、林道開設事業と同じとする</td><td>・地域森林計画に記載 ・林道規程に規定する自動車道 ・1箇所の事業費が900万円以上</td></tr><tr><td>その他</td><td>50 振興山村及び過疎地域 30</td><td>0.9</td><td></td><td></td></tr></table>	採択基準					種別	利用区域面積 (ha)	林業効果指数	算式	その他	幹線	500 振興山村及び過疎地域 200	1.2	$\frac{V}{50F_1+30F_2} + \frac{F_3+F_4}{F_1+F_2}$ V及びF ₁ からF ₄ については、林道開設事業と同じとする	・地域森林計画に記載 ・林道規程に規定する自動車道 ・1箇所の事業費が900万円以上	その他	50 振興山村及び過疎地域 30	0.9																																										
採択基準																																																																			
種別	利用区域面積 (ha)	林業効果指数	算式	その他																																																															
幹線	500 振興山村及び過疎地域 200	1.2	$\frac{V}{50F_1+30F_2} + \frac{F_3+F_4}{F_1+F_2}$ V及びF ₁ からF ₄ については、林道開設事業と同じとする	・地域森林計画に記載 ・林道規程に規定する自動車道 ・1箇所の事業費が900万円以上																																																															
その他	50 振興山村及び過疎地域 30	0.9																																																																	
林道舗装事業	市町村・森林組合等	林道の維持管理費の軽減、通行車両の走行性の向上等を図るため、既設林道の舗装を行う事業	国間 ＜幹線＞ 事業費の1/2 ＜その他＞ 事業費の1/3	県複 ＜幹線＞ 事業費の1/6 ＜その他＞ 事業費の1/3	公共事業等 ＜充当率＞ 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	＜採択基準＞ <table><tr><th colspan="2">採択基準</th></tr><tr><th>種別</th><th>利用区域面積 (ha)</th></tr><tr><td>幹線</td><td>500 振興山村及び過疎地域 200</td></tr><tr><td>その他</td><td>50 振興山村及び過疎地域 30</td></tr></table> ・地域森林計画に記載 ・林道規程に規定する自動車道 ・舗装に関する事業費が2,400万円以上	採択基準		種別	利用区域面積 (ha)	幹線	500 振興山村及び過疎地域 200	その他	50 振興山村及び過疎地域 30																																																				
採択基準																																																																			
種別	利用区域面積 (ha)																																																																		
幹線	500 振興山村及び過疎地域 200																																																																		
その他	50 振興山村及び過疎地域 30																																																																		
小規模林道事業	市町村・森林組合等	国庫補助事業を補完し林道網の整備拡充を図る事業		県単 補助率は事業の区分により異なる。 (説明欄参照)	地方道路等整備事業 ＜充当率＞ 90%	＜採択基準＞ <table><tr><th>種別</th><th colspan="2">採択基準</th></tr><tr><td rowspan="3">開設</td><td>利用区域面積 (ha)</td><td>開設効果指数</td></tr><tr><td>30ha 以上</td><td>0.6 以上</td></tr><tr><td>10ha 以上 30ha 未満</td><td>0.9 以上</td></tr><tr><td>改良</td><td colspan="2">・林道台帳に登載 ・1箇所の事業費が100千円以上</td></tr><tr><td>舗装</td><td colspan="2">・林道台帳に登載 ・事業費が500千円以上 ・集落管を結ぶ路線等</td></tr><tr><td>危険地対策</td><td colspan="2">・林道台帳に登載 ・1箇所の事業費が800千円以上 ・一定要件林道</td></tr><tr><td>調査</td><td colspan="2">・林道台帳に登載 ・1地区の事業費が100千円以上</td></tr></table> ＜県補助率＞ <table><tr><th rowspan="3">種別</th><th colspan="4">補助率</th></tr><tr><th colspan="2">過疎地域・振興山村地域</th><th colspan="2">その他</th></tr><tr><th>財政力指数 0.35 以下</th><th>財政力指数 0.35 超</th><th>財政力指数 0.35 以下</th><th>財政力指数 0.35 超</th></tr><tr><td>開設</td><td>事業費の7/10 以内</td><td>事業費の2/3 以内</td><td colspan="2">事業費の6/10 以内</td></tr><tr><td>改良</td><td>事業費の6.5/10 以内</td><td>事業費の6/10 以内</td><td>事業費の6.5/10 以内</td><td>事業費の6/10 以内</td></tr><tr><td>舗装</td><td colspan="2">事業費の2/3 以内</td><td colspan="2">事業費の1/2 以内 組合施行の場合は6/10 以内</td></tr><tr><td>危険地対策</td><td>事業費の7/10 以内</td><td>事業費の2/3 以内</td><td colspan="2">事業費の6/10 以内</td></tr><tr><td>調査</td><td colspan="2">事業費の2/3 以内</td><td colspan="2">事業費の6/10 以内</td></tr></table>	種別	採択基準		開設	利用区域面積 (ha)	開設効果指数	30ha 以上	0.6 以上	10ha 以上 30ha 未満	0.9 以上	改良	・林道台帳に登載 ・1箇所の事業費が100千円以上		舗装	・林道台帳に登載 ・事業費が500千円以上 ・集落管を結ぶ路線等		危険地対策	・林道台帳に登載 ・1箇所の事業費が800千円以上 ・一定要件林道		調査	・林道台帳に登載 ・1地区の事業費が100千円以上		種別	補助率				過疎地域・振興山村地域		その他		財政力指数 0.35 以下	財政力指数 0.35 超	財政力指数 0.35 以下	財政力指数 0.35 超	開設	事業費の7/10 以内	事業費の2/3 以内	事業費の6/10 以内		改良	事業費の6.5/10 以内	事業費の6/10 以内	事業費の6.5/10 以内	事業費の6/10 以内	舗装	事業費の2/3 以内		事業費の1/2 以内 組合施行の場合は6/10 以内		危険地対策	事業費の7/10 以内	事業費の2/3 以内	事業費の6/10 以内		調査	事業費の2/3 以内		事業費の6/10 以内		愛知県林業振興対策事業補助金等交付要綱
種別	採択基準																																																																		
開設	利用区域面積 (ha)	開設効果指数																																																																	
	30ha 以上	0.6 以上																																																																	
	10ha 以上 30ha 未満	0.9 以上																																																																	
改良	・林道台帳に登載 ・1箇所の事業費が100千円以上																																																																		
舗装	・林道台帳に登載 ・事業費が500千円以上 ・集落管を結ぶ路線等																																																																		
危険地対策	・林道台帳に登載 ・1箇所の事業費が800千円以上 ・一定要件林道																																																																		
調査	・林道台帳に登載 ・1地区の事業費が100千円以上																																																																		
種別	補助率																																																																		
	過疎地域・振興山村地域		その他																																																																
	財政力指数 0.35 以下	財政力指数 0.35 超	財政力指数 0.35 以下	財政力指数 0.35 超																																																															
開設	事業費の7/10 以内	事業費の2/3 以内	事業費の6/10 以内																																																																
改良	事業費の6.5/10 以内	事業費の6/10 以内	事業費の6.5/10 以内	事業費の6/10 以内																																																															
舗装	事業費の2/3 以内		事業費の1/2 以内 組合施行の場合は6/10 以内																																																																
危険地対策	事業費の7/10 以内	事業費の2/3 以内	事業費の6/10 以内																																																																
調査	事業費の2/3 以内		事業費の6/10 以内																																																																

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
県産木材利用施設 (あいち森と緑づくり事業)	木の香る都市づくり事業	市町村、民間事業者等	森林整備の意義や木材活用の効果について普及啓発を進めるため、多くの県民が利用するPR効果の高いモデル的な施設の木材利用に対して支援する事業		○県単 補助率は対象経費の1/2以内(ただし、木造施設の場合、床面積1㎡当たり10万円を乗じた額のいずれか低い額とする。)	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象経費＞ 一般の県民が利用する県内の民間施設等でのあいち認証材を利用した木造化、内装木質化、木製品を導入する経費。(ただし国庫補助事業、その他の補助金の交付の対象となる経費は除く。) ＜対象施設＞ 市町村が整備する施設については、400㎡以上の広域的な集客施設に限る。 ＜補助限度額＞ 木製品の導入については、1施設当たり3百万円を補助限度額とする(木造化、内装木質化と併せて導入するものに限る。) ＜採択＞ 交付対象の選定にあたっては、外部有識者等で構成される事業選定委員会を設置し、事業の実施効果等を審査し、決定する。	あいち森と緑づくり事業交付金交付要綱	森林保全課 (林務課)
漁業生産基盤	漁業生産力強化総合対策事業	市町村、漁業協同組合連合会等	沿岸漁業地域における漁村の活性化を図るため、市町村及び漁業協同組合等が実施する施設整備、修繕等の事業		○県単 事業費の1/2以内	一般事業 ＜充当率＞ 75%		＜対象経費＞ - 防災対策推進事業 漁業関連施設の耐震強化 - 地先漁場生産力向上事業 漁場群うん、干潟の修復、築いそ等 - 衛生管理強化事業 荷捌き施設、製氷施設、冷凍冷蔵施設の衛生管理強化を目的とした改修 - 就労環境改善事業 浮桟橋、フォークリフト等の整備 - 機能統合推進事業 機能統合により不用となった施設の撤去 ＜補助率＞ 補助事業費及び間接補助事業費の1/2以内	水産業振興対策事業補助金交付要綱 漁業生産力強化総合対策事業実施要綱	水産課
漁港	漁港漁場機能高度化統合事業	市町村	漁港施設等の有効活用を図るために改良等を行う事業	○国間 本土にあっては、事業費の3/6以内	○県複 本土にあっては、事業費の1.4/6以内	公共事業等 ＜充当率＞ 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	＜対象事業費＞ 工事費(営繕費を除く) ＜漁港施設＞ 次に掲げる施設であって、漁港の区域内にあるものをいう。 - 基本施設外郭施設(防波堤等)、係留施設(岸壁等)、水域施設(泊地等) - 機能施設(輸送施設、漁船漁具保全施設等)	水産基盤整備事業補助金交付要綱 水産業振興対策事業補助金交付要綱	水産課
	地域水産物供給基盤整備事業	市町村	沿岸漁業及び増養殖の振興に資する漁港を地先の漁場と一体的に整備する事業	○国間 本土にあっては、事業費の5/10以内	○県複 本土にあっては、事業費の2.45/10以内	公共事業等 ＜充当率＞ 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	＜対象事業費＞ 工事費(営繕費を除く)	水産基盤整備事業補助金交付要綱 水産業振興対策事業補助金交付要綱	水産課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要												
漁港	離島広域漁港整備事業	市町村	水産物の生産・流通の拠点づくりを推進し、水産物の安定供給に資するもので、漁港施設を整備する事業	国間 補助率は事業の区分により異なる。 (説明欄参照)	県複 補助率は事業の区分により異なる。 (説明欄参照)	公共事業等 ＜充当率＞90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 離島振興地域対策実施地域にあっては本来分についても元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	＜対象事業費＞ 工事費(営繕費を除く) ＜対象漁港施設＞ 次に掲げる施設であって、漁港の区域内にあるものをいう。 1 基本施設 外郭施設(防波堤等)、係留施設(岸壁等)、水域施設(泊地等) 2 機能施設(輸送施設、漁船漁具保全施設等) ＜国庫補助率及び県補助率＞ <table><tr><th>漁港施設</th><th>国庫補助率</th><th>県補助率</th></tr><tr><td>外郭施設(防波堤等) 水域施設(泊地等)</td><td>事業費の8/10以内</td><td>事業費の0.2125/10以内</td></tr><tr><td>係留施設(岸壁等)</td><td>事業費の6/10以内</td><td>事業費の1.7/10以内</td></tr><tr><td>機能施設(輸送施設、漁船漁具保全施設等)</td><td>事業費の5.5/10以内</td><td>事業費の2.55/10以内</td></tr></table> ＜公共事業等債の本来分について交付税措置される対象事業＞ 離島振興対策実施地域について、平成26年度以降に地震津波対策として行われる公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業が対象。	漁港施設	国庫補助率	県補助率	外郭施設(防波堤等) 水域施設(泊地等)	事業費の8/10以内	事業費の0.2125/10以内	係留施設(岸壁等)	事業費の6/10以内	事業費の1.7/10以内	機能施設(輸送施設、漁船漁具保全施設等)	事業費の5.5/10以内	事業費の2.55/10以内	水産基盤整備事業補助金交付要綱 水産業振興対策事業補助金交付要綱	水産課
漁港施設	国庫補助率	県補助率																				
外郭施設(防波堤等) 水域施設(泊地等)	事業費の8/10以内	事業費の0.2125/10以内																				
係留施設(岸壁等)	事業費の6/10以内	事業費の1.7/10以内																				
機能施設(輸送施設、漁船漁具保全施設等)	事業費の5.5/10以内	事業費の2.55/10以内																				
漁港関連道整備事業	市町村	主要道路と漁港を結ぶ連絡路の新設及び改良	国間 本土にあっては、事業費の5/10以内	県複 補助事業費の2.1/10以内	公共事業等 ＜充当率＞90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	＜対象事業費＞ 工事費(営繕費を除く)	農山漁村地域整備交付金交付要綱 水産業振興対策事業補助金交付要綱	水産課													
漁港環境整備事業	市町村	漁港区域内の環境向上のための施設を整備する事業	国間 事業費の2/4以内	県複 事業費の0.7/4以内	公共事業等 ＜充当率＞90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	＜対象事業費＞ 工事費(営繕費を除く)	農山漁村地域整備交付金交付要綱 水産業振興対策事業補助金交付要綱	水産課													
漁業集落環境整備事業	市町村	漁港機能の増進と背後集落における生活環境の改善を総合的に図る事業	国間 事業費の5/10以内	県複 事業費の2.1/10以内	公共事業等 ＜充当率＞90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	＜対象事業費＞ 工事費(営繕費を除く) ＜下水道事業債を充当することができる事業内容＞ 漁業集落排水施設整備	農山漁村地域整備交付金交付要綱 水産業振興対策事業補助金交付要綱	水産課													
						下水道事業 ＜充当率＞100%	元利償還金の49%を基準財政需要額に算入 (事業費補正分：44%、単位費用算入分5%)															

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説 明	根拠法令等	摘 要
漁港	漁村コミュニティ 基盤整備 事業	市町村	交流基盤施設等を整備し、都市と漁村の交流、漁村の活性化を図る事業	国間 事業費 の2/4以内	県税 事業費 の0.49/4 以内	一般補助 施設整備 等事業 〈充当率〉 75%		＜対象事業費＞ 工事費(営繕費を除く)	水産関係地方公共団体 交付金等交付要綱 農山漁村振興交付金交付要綱 水産業振興 対策事業補助金交付要綱	水産課
	漁港有効 活用等整備 事業	市町村	国庫採択を受けられない規模未満の漁港を対象に漁港機能の維持や利活用に資する施設を整備する事業		県単 本土地区 は1/2以内 離島地区 は2/3以内	一般事業 〈充当率〉 75%		＜対象事業費＞ 工事費(営繕費を除く)	水産業振興 対策事業補助金交付要綱 漁港有効活用等整備事業実施要領	水産課